

重要事項説明書

(訪問看護/介護予防訪問看護)

利用者： _____ 様

株式会社あい

事業所：あい訪問看護ステーション高松

重要事項説明
(訪問看護)(介護予防訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	あい訪問看護ステーション高松
所在地	〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号 NMビル1階
事業所指定番号	3760191050
連絡先	電話：087-802-5397
サービス提供地域	高松市(離島を除く) それ以外は要相談

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	7名(常勤) 5名(非常勤) 9名(リハ職)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から日曜日まで ただし、12月31日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後6時まで

(注)年末年始(12/31～1/3)はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には年末年始も訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容

- ①健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ②日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

5. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

6. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

但し、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

7. 事故時の対応等

- ① 事業者は、サービスの提供に際して事故や、利用者のけが・体調の急変があった場合には、医師や家族、居宅事業所、市町村への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- ② 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	087-802-5397
FAX 番号	087-897-3005
担当者	相原美奈
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

ご不明な点はお尋ね下さい。ご相談については各市町村でも受け付けております。

9. 運営法人の概要

事業者	株式会社あい
代表者	代表取締役 相原 美奈
所在地・連絡先	〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号 NMビル1階
事業所	あい訪問看護ステーション高松
所在地・連絡先	〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号 NMビル1階

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号
NMビル1階

名 称 株式会社あい
代表取締役 相原美奈

事業所 所在地 〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号
NMビル1階

名 称 あい訪問看護ステーション高松

令和 年 月 日 説明者

「(介護予防)訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。

1. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービスの提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を完結の日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

2. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：相原美奈

連絡先 087-802-5397

3. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、毎月 26日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
- 5) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：あい訪問看護ステーション高松 （電話番号）087-802-5397

- 6) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者様の容態の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料 2,000円

4. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 訪問看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 訪問看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 訪問看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約にあたり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号

NMビル1階

名称 株式会社あい

代表取締役 相原美奈

事業所 所在地 〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号

NMビル1階

名称 あい訪問看護ステーション高松

利用料金

介護保険の場合

(1)利用料金

高松市は7級地の規定により、1単位10.21円となります。

訪問看護の場合

サービス利用料金	基本料金(単位数)
20分未満	3,205円 (314)
30分未満	4,808円 (471)
30分以上1時間未満	8,402円 (823)
1時間以上1時間30分未満	11,516円 (1128)

介護予防訪問看護の場合

サービス利用料金	基本料金(単位数)
20分未満	3,093円 (303)
30分未満	4,604円 (451)
30分以上1時間未満	8,106円 (794)
1時間以上1時間30分未満	11,128円 (1090)

リハビリの場合

サービス利用料金	訪問リハビリ(単位数)	介護予防訪問リハビリ
20分	3,001円 (294)	2,899円 (284)
40分	6,003円 (588)	5,799円 (568)

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

夜間(午後6時～10時)・早朝(午前6時～8時)料金は基本料金の25%、深夜(午後10時～午前6時)料金は50%加算になります。

○サービスの加算料金

加算料金		単位数	基本料金
初回加算 (Ⅰ)	※退院日に訪問した場合	350単位	3,573円
初回加算 (Ⅱ)		300単位	3,063円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ-1) ※1 (月1回)		574単位	5,860円
特別管理加算 (Ⅰ)	※2 (月1回)	500単位	5,105円
特別管理加算 (Ⅱ)	※3 (月1回)	250単位	2,552円
長時間訪問看護加算	※4 (1回につき)	300単位	3,063円
訪問看護ターミナルケア加算		2500単位	25,525円
複数名訪問加算 (1回につき)	所要時間30分未満の場合	254単位	2,593円
	所要時間30分以上の場合	402単位	4,104円
退院時共同指導加算		600単位	6,126円

※1 この契約の利用者は24時間対応します。訪問時はサービス所用時間に応じた利用料金がかかります。

※2 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用されている利用者です。

※3 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等のある利用者です。

※4 特別管理加算対象者に対し、所要時間が1時間30分以上の訪問看護(介護予防)を実施した場合です。

医療保険の場合

(1) 利用料金: 診療方針により計算(自己負担分については、保険証の負担割合、公費により異なります)

診療内容	訪問日	金額
訪問看護基本医療費Ⅰ ※1	週3日まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ ※1	週3まで30分以上	5,550円
	週4日目以降30分以上	6,650円
訪問看護基本医療費Ⅱ ※2	週3日まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本医療費Ⅲ ※3		8,500円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師と同一日に訪問		12,850円
訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日	7,440円
	2日目以降	3,000円
精神科訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日	7,440円
	2日目以降	3,000円

※1 保健師、助産師または看護師による場合です。

※2 同一建物に居住する22人以上の利用者へ同一日に訪問看護を実施した場合です。

※3 入院中に、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた利用者に対して、訪問看護を実施した場合(入院中1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中2回)です。

○サービスの加算料金

加算項目	基本料金	使用の有無
早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)	2,100円	
深夜加算(22時～6時)	4,200円	
24時間対応体制加算(月1回)	6,400円	
緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	
特別管理加算(Ⅰ) ※1 (月1回)	5,000円	
特別管理加算(Ⅱ) ※2 (月1回)	2,500円	
長時間訪問看護加算(週1回) ※3	5,200円	
複数名訪問看護加算(看護師等) 週1回	4,500円	
複数名訪問看護加算(看護補助者) 週3回まで	3,000円	
難病等複数回訪問看護加算	1日2回の訪問	4,500円
	1日3回以上の訪問	8,000円
ターミナルケア医療費1	25,000円	
退院時共同指導加算(月1回) * 4	8,000円	
退院支援指導加算(退院日翌日以降)	6,000円	
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円	
訪問看護情報提供医療費(月1回)	1,500円	
在宅緊急時等カンファレンス加算(月2回) * 5	2,000円	
看護・介護職員連携強化加算(月1回)	2,500円	

※1 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している重症度の高い利用者です。

※2 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡のある利用者です。

※3 人工呼吸器を使用、特別な管理が必要、特別訪問看護支持期間の利用者です。
(ただし厚生労働大臣が定める状態の場合には週3回まで)

※4 厚生労働大臣が定める状態の場合には、特別管理加算として 2,000円追加されます。

※5 通院困難な者の状態の急変にともない医師等と共同でカンファレンスした場合

利用契約における個人情報使用同意書

私の個人情報(※)について、次に記載するとおり貴事業者が必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(※) ご署名いただいたご家族様の個人情報を含みます。

記

1 使用する目的

- ・サービス担当者会議等において他のサービス事業者等と情報を共有・連携し、介護保険法に関する法令等に基づき行う居宅サービス・利用者支援を、適切かつ効果的に実施、提供するため。
- ・緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護するため。

2 使用にあたっての条件

- ・個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供が必要となる相手方以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ・事業者は、個人情報を使用した状況等の記録を保管しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、利用者の心身の状況やその置かれている環境、支援を行う上での課題、健康状態、病歴、家庭状況等。

以上

令和 年 月 日

事業者 あい訪問看護ステーション高松 殿

【利用者確認欄】 私は重要事項、契約書、個人情報利用同意書の内容について説明を受け、同意し、契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名

電話

緊急連絡先

TEL

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所

氏名

立会人 住所

氏名

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整を行える方がいる場合に記載して下さい。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号

NMビル1階

名称 株式会社あい

代表取締役 相原美奈 ㊞

事業所 所在地 〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番21号

NMビル1階

名称 あい訪問看護ステーション高松

高松市長指定 香川県 3760191050